

目 的	主な取組み内容
<p>1. 市町村の虐待対応力の向上</p> <p>(1) 通報受理から終結に至るまでの虐待対応</p> <p>(2) 虐待の早期発見、未然防止</p> <p>(3) 虐待防止ネットワークの整備</p>	<p>①市町村職員向け虐待対応研修の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎研修（新任者向け）演習は集合形式 講義：動画配信（YouTube）。弁護士や大阪労働局、大阪府警、また当事者家族等の講義を提供 演習：養護者による虐待の事例を用いた初動期対応に関する個人ワーク・グループワークを実施 ・現任研修（管理職向け）講義、意見交換ともに集合形式 講義：弁護士や市町村、民間施設長による講義また虐待対応に関する意見交換を実施 ・現任研修（現任者向け）演習（一部講義）は集合形式 講義：動画配信（YouTube）。大阪府警による現場での対応状況について講義を提供 演習：圏域を3つのグループを分けて3日程で事例検討実施。 <p>②障がい者虐待対応市町村検討会にて作成した研修テキストの活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村/虐待防止センター職員が、障害者虐待防止法及び法に基づく対応等、基礎的知識や対応のポイントを事例を通じて学べるよう、平成30年度～令和2年度に自主的研修テキストを作成し、積極的な活用を喚起 <p>③専門性強化事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の虐待対応における困難事例について、大阪弁護士会、大阪社会福祉士会より専門職を派遣し、助言及び情報提供を受ける ⇒研修等機会を通じて積極的な活用を喚起。令和5年度実績：2件（令和6年1月時点） <p>④自立支援給付支給事務等における市町村指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が障がい者虐待の対応を適切に行えるよう、市町村の課題等を把握し、必要な事務等手続きの周知徹底とともに、助言及び調整等を行う（府が策定する市町村指導実施計画に基づき、実地にて実施） ⇒令和5年度実績：18市 <p>⑤大阪府障がい者虐待対応マニュアル改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の手引き改訂を受けて、府のマニュアルを改訂。また性的虐待の対応や警察通報ケースの対応について追記。
<p>2. 障がい福祉サービス事業所の虐待防止</p>	<p>⑥事業所職員向け虐待防止研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に管理者や責任者を対象 令和4年度から受講対象者を間接的防止措置実施者（学校の長、保育所等の長、医療機関の管理者）まで拡大 講義：動画配信（YouTube）演習：集合形式 弁護士、学識、団体関係者等に加え、平成28年度より民間施設長を府研修の講師として起用 また演習事例についても研修講師とは別に民間施設長に事例作成を依頼 <p>⑦事業所に対する実地指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全事業者を対象とした集団指導・・・行政処分事案の周知や虐待防止に関する講義等を実施 ・個々の事業者に対する計画的な実地指導・・・人権に関わる研修や虐待認定後の改善状況の確認

令和5年度 大阪府障がい者虐待防止支援事業の主な取組み

目的	主な取組み内容
3. 関係機関との連携	<p>⑧使用者虐待における大阪労働局との連携</p> <ul style="list-style-type: none">・大阪労働局担当者との定期的な実務者連絡会議の開催や、大阪方式の使用者虐待対応システムでの大阪労働局・市町村・府の連携による調査及び対応の実施・拡大版実務者連絡会議をオンラインで開催。大阪労働局各担当課から全市町村を対象に労働局による実務に関する対応ポイントの説明や意見交換を実施 <p>⑨近畿府県障がい者虐待防止担当者との連携</p> <ul style="list-style-type: none">・昨年度、大阪府が主催し、各府県の研修や虐待対応等の取組み状況について情報交換実施・今年度から各府県持ち回りとし、年1回の定期開催となる <p>⑩DV対応、成年後見等に関する連携</p> <ul style="list-style-type: none">・大阪府「女性に対する暴力」対策会議へ参画し、関係機関の情報を共有・大阪府社会福祉協議会権利擁護推進室主催、成年後見制度等にかかる市町村研修の開催を府主管課、高齢者虐待担当課とともに周知協力・市民後見人養成講座にて障害者虐待防止法等についての講義動画を提供 <p>⑪大阪府障がい者自立相談支援センターの取組み</p> <ul style="list-style-type: none">・センターが主催する市町村障がい福祉担当新任職員向けの研修、市町村知的障がい者福祉担当者向けの研修において、障がい者手帳申請等の窓口対応の場面で虐待への気づきにつながるよう、事例等を交えた講義を実施 <p>⑫大阪府障がい者自立支援協議会虐待防止推進部会の設置運営</p> <ul style="list-style-type: none">・障害者虐待防止法第39条に基づき、都道府県の責務である連携協力体制の整備を図るため、府及び府内市町村、関係機関における虐待防止の取組み等を共有する。R2年度より市町村の取組み共有を行う ⇒令和3年度は高槻市、和泉市 令和4年度は豊中市、泉佐野市 今年度は守口市より報告
4. 虐待防止に係る広報啓発	<p>⑬啓発物配布等</p> <ul style="list-style-type: none">・早期発見、早期対応につなぐため、各種研修、集団指導等の様々な機会を活用して配布・広く府民に障がい者虐待防止について啓発を図るため、情報プラザに配架・障がい者や障がいについての理解の促進に関する啓発動画、イベント案内のため、YouTubeチャンネル開設 ⇒障がい者虐待に関する府民向け啓発動画を公開・大阪府障がい者差別解消条例に基づき配置されている広域支援相談員の相談室に配架・児童虐待、女性に対する暴力、犯罪被害者支援所管課の施策集に虐待通報窓口や虐待防止の取組み内容等を掲載 <p>⑭大阪ふれあいキャンペーンSNSアカウント(X旧Twitter・Instagram)での周知</p> <ul style="list-style-type: none">・障がい理解、イベント等、幅広い内容を掲載しているアカウントにおいて事業所向け研修等の情報を発信

障がい者虐待防止・権利擁護研修 <令和5年度の新たな取組み概要>

- ◆令和5年度障がい者虐待防止・権利擁護研修の演習についてはすべて集合形式で実施
- ◆市町村・虐待防止センター職員向け研修では、特に現任者に対して事例検討（養護者、施設従事者）を実施
- ◆障がい福祉サービス事業所等職員向け研修では、研修受講者アンケートの意見を反映し、放課後等デイサービス事業所での事例を民間施設長協力のもと作成し、演習実施

■新たな研修テーマの追加

市町村向け研修（現任者）

「法医学の視点からの性的虐待等の対応」

■集合形式による研修実施

演習については、集合形式で実施し、受講者数についても令和4年度に比べて増加した

講義は時間帯や環境等を問わずに受講できるよう従来通り、YouTube動画を配信し、伝達研修等での活用を促進

■市町村・虐待防止センター職員（現任者）向け研修

府内圏域を3つに分けて事例検討実施（3日程）

演習当日は性暴力救援センター・大阪SACHICOの理事・運営委員である法医解剖医による性的虐待対応を中心とした講義をライブ配信。事例検討では養護者による性的虐待の事例を取り入れ、弁護士と社会福祉士を講師として招き、対応の助言をいただくなど現任者の対応力向上を図った

■障がい福祉サービス事業所等職員向け研修

研修受講者アンケートの意見の中で放課後等デイサービス事業所についての事例を求める声が多かったことからテーマの見直しを行い、実践に即した内容とするため、民間施設長に事例作成の協力を依頼し、演習実施

今後の研修における課題

- ・研修受講者アンケートや国研修プログラム、虐待対応状況調査の結果、虐待防止推進部会での協議、市町村指導、集団指導等各事業の内容を反映させ、引続き定期的に研修プログラムやテーマの見直しを行う
- ・厚生労働省より都道府県研修の実施内容のばらつきが大きいことから、令和6年度から都道府県研修の標準的な研修カリキュラムの提示があり、今後はその内容を踏まえつつ府独自の研修を行う必要あり

障がい者虐待防止・権利擁護研修 <実績①>

1. 市町村・虐待防止センター職員コース【基礎研修(新任者)・現任研修(管理職・現任者)】

- ◆基礎研修では、これから虐待対応を行う新任者に対して、当事者家族の理解のために「家族の想い」の講義を追加
- ◆管理職向け研修では、講義・虐待対応に関する意見交換を集合形式で実施
- ◆現任者向け研修では、府内圏域を3つに分けて、事例検討を3日程で実施。講師として弁護士と社会福祉士が参加
また法医解剖医による「法医学の視点からの性的虐待等の対応」の講義を演習当日、オンラインでのライブ配信を実施

		基礎研修	現任研修
対象者		市町村障がい福祉担当課職員または 市町村虐待防止センター職員(新任者)	市町村障がい福祉担当課職員または 市町村虐待防止センター職員(管理職・現任者)
開催形式		講義:動画配信(YouTube) 演習:集合形式	講義:動画配信(YouTube) 意見交換・演習:集合形式
目的		新年度人事異動後の虐待対応新任者への研修として位置づけ、継続的な支援を行えるよう年度当初に実施。法の主旨、制度内容を理解し、基本的な対応スキル及び初動期対応に特化して知識の習得を図る。	複層的な要因が絡む困難事例に対処できるよう、組織としての総合的な対応力向上と虐待防止ネットワークの整備促進等を目的とする。国研修の内容等を考慮し、管理者及び現任者を対象として実施。
カリキュラム	講義	「大阪府における障がい者虐待防止の取組みと対応状況」 「施設従事者等による障がい者虐待の対応」 「使用者による障がい者虐待の対応」 「労働局による障がい者虐待の対応」 「障害者虐待防止法における市町村の責務」 「警察による障がい者虐待の対応」 <u>「家族の想い」</u>	管理職 「障がい者虐待に関わる市町村の責務」 「市町村における障がい者虐待の対応(泉佐野市)」 「障がい者虐待防止に向けた事業所運営者の責務について」 現任者 「大阪府障がい者虐待防止支援事業の主な取組み」 「障がい者虐待対応における権利擁護の視点」 「ヤングケアラー」「経済的虐待の対応」「成年後見」 <u>「警察による障がい者虐待の対応」</u> 「市町村における障がい者虐待の対応(豊中市)」 「主に知的障がいのある人を対象とした障がい者虐待防止研修(わかりやすい情報提供)」 「DVの理解とDV法に基づく支援」 <u>「法医学の視点からの性的虐待等の対応」</u> (演習当日オンラインでのライブ配信)
	演習	「養護者虐待における対応について」	管理職:「虐待対応に関する意見交換」 現任者:「事例検討(養護者・従事者)」
実績		受講者数 令和2年度、令和3年度 : 書面開催 令和4年度 : 33名 令和5年度 : 81名	受講者数 令和2年度 : 74名 令和3年度 : 54名 令和4年度 : 53名 令和5年度 : 139名

障がい者虐待防止・権利擁護研修 <実績②>

2. 障がい福祉サービス事業所等コース

- ◆平成28年度より民間の障がい福祉サービス事業所の管理者等を国研修に派遣し、府研修での講師として起用
- ◆演習事例を放課後等デイサービス事業所での事例を設定し、研修講師とは別の民間施設長に事例作成を依頼
その他、研修までの企画会議や演習当日もスタッフとして参加していただいた
- ◆令和4年度からの虐待防止委員会設置、研修実施等義務化に関する内容を盛り込み、各事業所での取り組み促進を喚起
- ◆令和4年度から間接的防止措置実施者である学校、保育所等、医療機関、放課後等児童クラブ等にも受講対象者拡大

対 象 者	・障がい福祉サービス事業所等職員（主に管理者・虐待防止担当者を含む責任者） ・間接的防止措置実施者である学校、保育所等、医療機関、放課後等児童クラブ等において、研修内容を職場内職員に伝達・周知できる職員
開 催 形 式	講義：動画配信（YouTube） 演習：集合形式
目 的	障害者虐待防止法の理解や管理者の責務、虐待防止委員会等をテーマとして学び、受講後に各事業所内での虐待防止研修（伝達研修）の実施を促進。事業所における障がい者虐待の防止と未然防止の取り組みを促進を図る。
カリキュラム	◎講義：YouTube動画配信 「大阪府における障がい者虐待の防止・対応の現状」「障害者虐待防止法の理解」「家族の想い」「障がい者の権利擁護」「障がい者福祉施設におけるメンタルヘルスの取り組み」「アンガーマネジメント」「施設管理者の責務と虐待防止委員会」「ヤングケアラーの現状の取り組み」「事業所における虐待防止の取り組み事例」 ◎演習：集合形式 講義：「障がい福祉施設従事者等による障がい者虐待について～事例から検討～」 演習：「『虐待の芽』の気づき」「管理者としての対応（通報義務）」「未然防止・再発防止策について」
開 催 時 期	動画公開期間：令和5年11月27日～令和6年1月31日
過 去 実 績 （ 受 講 者 数 ）	令和2年度：1,326名 ※令和2年度以降はYouTube動画配信 令和3年度： 975名 ※受講者数については受講決定通知メール送付者数を計上 令和4年度：1,318名 令和5年度： 947名

障がい者福祉施設従事者等による虐待への対応について

実務フロー（通報から権限行使まで）

虐待防止センターの役割

通報受理

事実確認等

虐待認定・改善指導

虐待認定の結果や苦情等により
実地指導等を実施

指定権者の役割

※必要に応じて事実確認から介入

権限行使

各指定権者による事業所への対応

- 集団指導（全事業者対象）⇒ 行政処分事案の周知や虐待防止に関する講義等を実施
- 実地指導（訪問等により個々に対応）⇒ 人権に関わる研修や虐待認定後の改善状況の確認

令和3年度と令和4年度の虐待件数と事業所数との比較

	令和3年度（令和4年度集計）			令和4年度（令和5年度集計）		
	虐待件数	全事業所数 ※1	発生率※3	虐待件数	全事業所数 ※2	発生率※3
全国	699	166,677	4.2‰	956	177,383	5.4‰
東京	63 (全国1位)	13,059	4.8‰	89 (全国1位)	13,535	6.5‰
大阪	60 (全国2位)	21,153	2.8‰	72 (全国3位)	22,682	3.2‰

※1 令和3年10月1日現在の障害福祉サービス等事業所数（障害者支援施設等および障害者支援施設の昼間実施サービスを除く）

※2 令和4年10月1日現在の障害福祉サービス等事業所数（障害者支援施設等および障害者支援施設の昼間実施サービスを除く）

出典：統計で見る日本 (<https://www.e-stat.go.jp/>)

※3 算出方法：虐待件数／全事業所数×1000

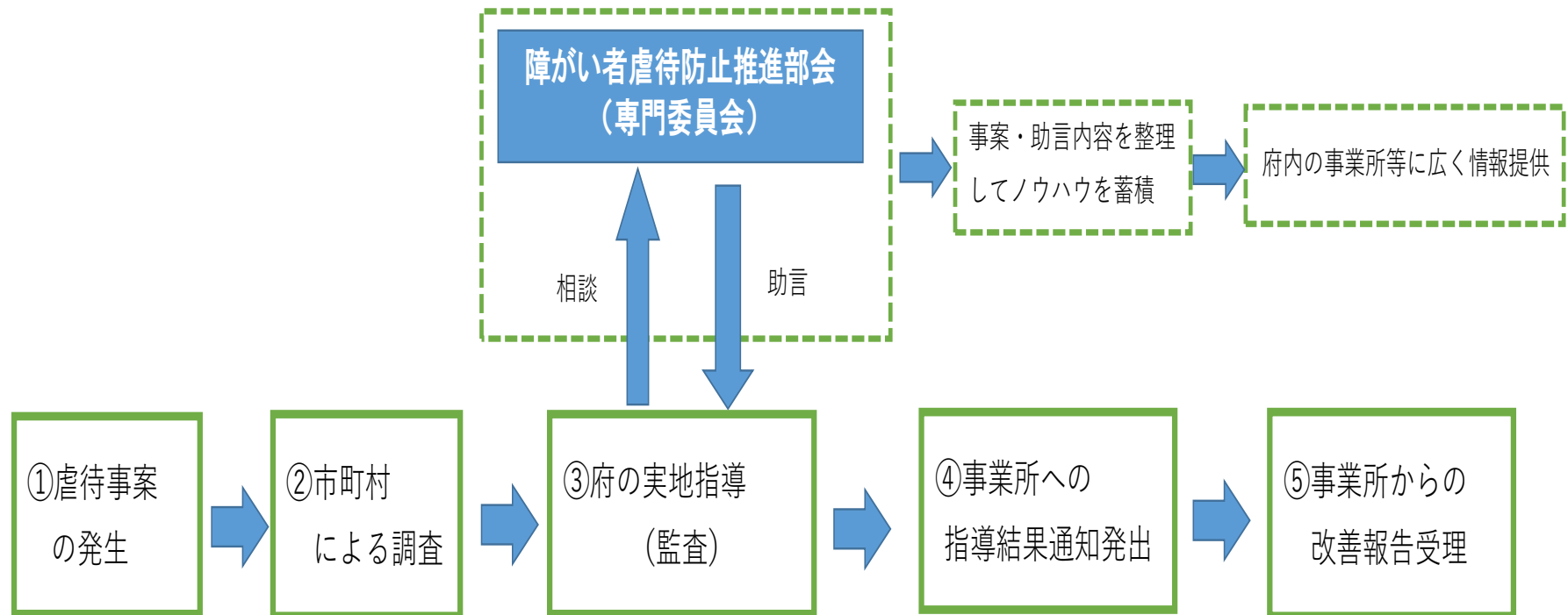
専門委員会の活用

第三者の視点を取り入れた虐待事案発生事業所に対する指導について

- ◆大阪府所管（8市1町）の障がい福祉サービス事業所等で発生した施設従事者虐待事案に対し、事業者指導を行うにあたって、第三者による専門的な視点を取り入れ、指導内容の充実やさらなる適正化を図る
- ◆当委員会が行った助言などは、ノウハウとして蓄積し、府内の市町村、事業所等への情報提供や、施設従事者虐待にかかる研修内容へ反映するなどして活用する

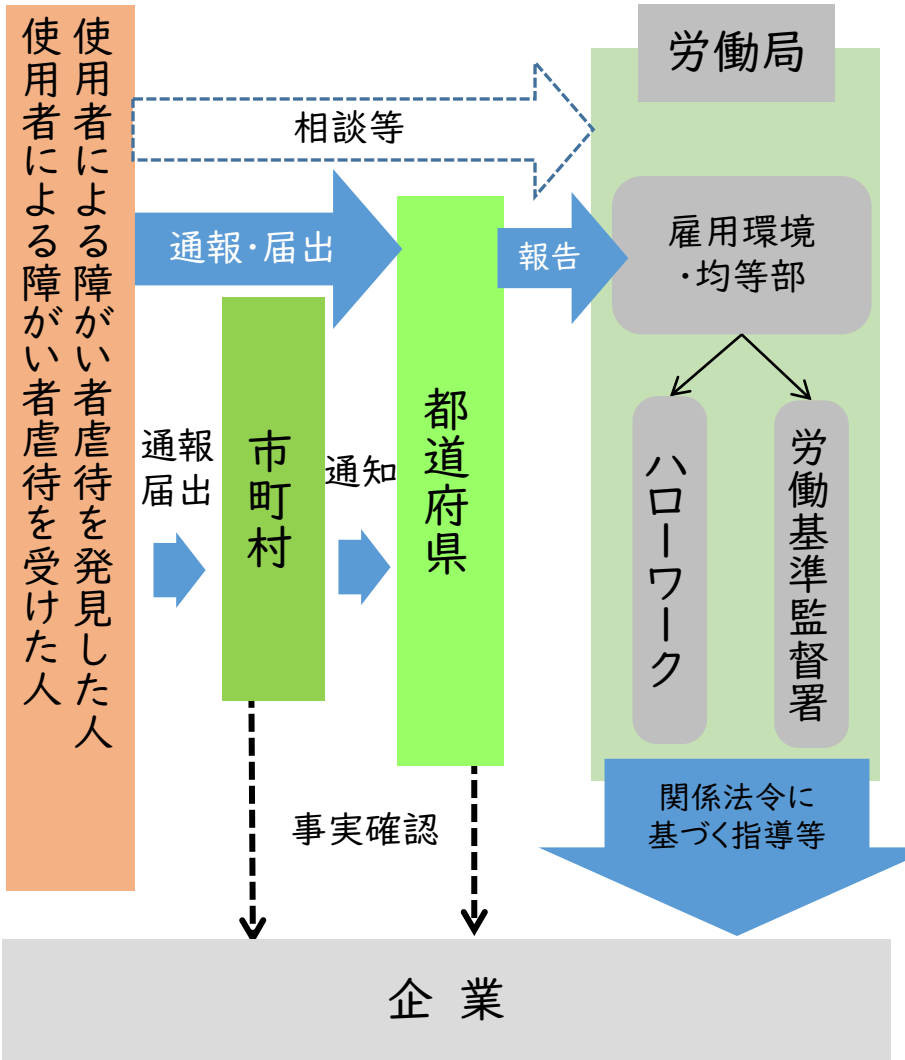
構成員等

- (1) 構成員：委員3名
- (2) 実施頻度：年1～2回程度（大阪府から相談案件がある都度開催）
- (3) 大阪府が相談する案件の例
 - ・社会的に重大な事案
 - ・その他特に大阪府が相談の必要性を認める事案

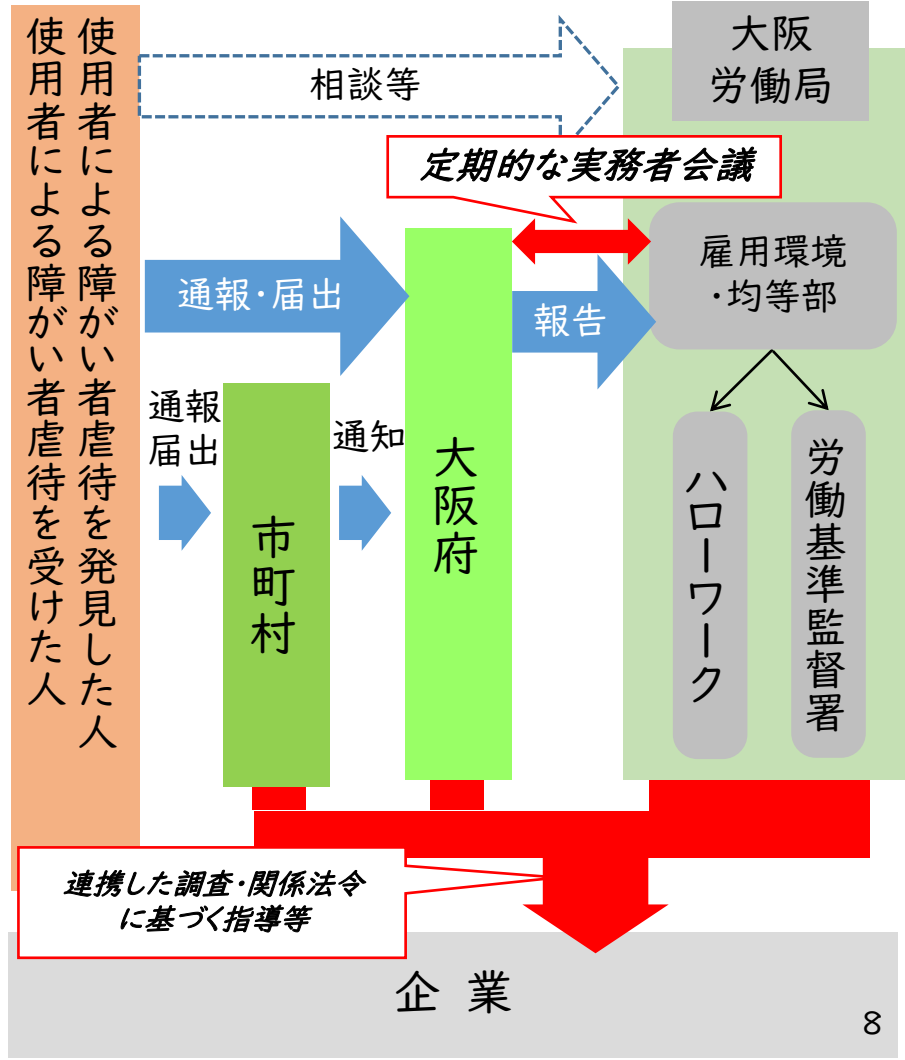


使用者による虐待への対応について <対応スキームの比較>

使用者による障がい者虐待への対応
(厚生労働省スキーム)



使用者による障がい者虐待への対応
(大阪方式)



専門性強化事業

◆障がい者虐待の対応に悩む市町村障がい者虐待担当課に対し、府は弁護士、社会福祉士の専門職チームを派遣し、市町村の虐待対応方針検討の場において、対応のポイントや組織決定に関する助言、情報提供を受けることができる

事業概要

- 府は大阪弁護士会及び大阪社会福祉士会と契約し、市町村における障がい者虐待対応のために、弁護士、社会福祉士の専門職チームの派遣事業を実施
- 障がい者虐待対応を検討する場に、弁護士・社会福祉士の専門職チームを派遣し、より適切な対応の検討を行う
- 支援の方法や判断のポイント等について、専門的視点からの助言及び情報提供を得ることが目的


派遣の流れ

- ①府障がい者権利擁護センターへ連絡
- ②府へ専門相談依頼書に相談内容等を記入して送付
- ③日程調整後、府より弁護士会、社会福祉士会へ依頼
- ④担当の弁護士、社会福祉士が決定、府から市町村へ報告
- ⑤派遣の実施
- ⑥終了後、府へ会議録(概要)を提出

※大阪弁護士会及び大阪社会福祉士会と契約していない市町村が対象
(詳細は大阪府障がい者虐待対応マニュアル参照)

実施後市町村より

- ◎情報の整理ができ、不足している情報は何か分かった
- ◎ケースの全体像を把握し、客観視することができた
- ◎虐待認定の法的根拠を確認することができた
- ◎組織決定した対応方針の見直し、共有ができた
- ◎終結に向けての道筋が整理できた
- ◎判断や対応のポイント、ノウハウの蓄積につながった

- 
- ・事実確認が難しい…
 - ・分離、保護すべきかどうか…
 - ・虐待の認定をする根拠は十分か…
 - ・終結と判断して良いか…
 - ・虐待対応を見直したい…

そんな時は

専門職派遣活用を検討を!!

問合せ先

大阪府 福祉部 障がい福祉室
障がい福祉企画課 権利擁護グループ

電話:06-6944-6271

市町村だけで悩まず、気軽にご相談ください。

近畿府県障がい者虐待防止担当者 情報交換会

- ◆近畿府県の障がい者虐待防止担当者を対象とし、今後の業務の向上等を資するため、各府県における障がい者虐待防止に係る対応状況などを中心とした情報交換会を令和4年度より定期開催(年1回)

各府県から出た情報交換テーマ

<研修関係>

○市町村職員向け、事業所職員向け研修

- ・市町村向け研修で市町村の参加率の把握や研修参加への促し等の取組みについて
- ・国研修受講後の伝達研修について
- ・令和6年度より国カリキュラムを反映した研修の実施方法について

<その他>

- ・精神保健福祉法改正を受けて医療機関からの通報や報告を受付けたときの対応について
- ・弁護士会と社会福祉士会が行っている「虐待対応専門職チーム」の活用について
- ・府県版障がい者虐待防止のマニュアルの策定・見直し状況

<虐待対応関係>

○養護者虐待

- ・市町村が対応しない場合、府県の対応について

○使用者虐待

- ・使用者虐待における市町村、労働局との連携について
- ・権利擁護センターにおける事業所への事実確認調査の実施について

○施設従事者虐待

- ・市町村が対応する施設従事者虐待の困難事例での府県の関与について
- ・施設従事者虐待への府県の関わりについて
- ・逮捕後不起訴となった事案で、虐待の判断に至ったケースの有無について

他府県の状況

○研修について

- ・府県が直営で開催しているところと委託で開催しているところと半々であった。またほとんどの府県が演習は集合形式で行っている。その他、講師の登録制度を設け、講師を確保している府県もあった
- ・市町村の参加状況についてはいくつかの府県では2~3年連続で受講していない市町村を対象に圏域マネージャーを通じたり、府県から直接声掛けを行っているところもあった

○虐待対応について

- ・基本的には認定まで市町村の対応だが、事案によれば府県が聞き取り調査等を行っているところもあった

市町村指導の実施

◆市町村が障がい者虐待の対応を適切に行えるよう、市町村の課題等を把握し、必要な事務等手続きの周知徹底とともに、助言及び調整等を行う

◆令和5年度の実施状況：18市

確認項目

●障がい者虐待に関する対応について

- 通報又は届出を受けた後の安全確認、事実確認
- コアメンバー会議の開催（緊急性の判断・役割分担、メンバー等）
- 養護者の負担軽減に関する相談、養護者支援
- 面会の制限
- 立入調査の実施、警察署長に対する援助要請
- 成年後見制度の利用開始に関する審判請求、件数
- 個別記録の作成・管理（虐待認定・終結の判断根拠整理等）
- 対応方針検討会議の開催
- 虐待対応台帳、レビューシートの管理
- 施設従事者等による虐待の対応、都道府県への報告、指導担当課との連携
- 使用者による虐待に関する大阪労働局への報告・連携（府への労働相談票提出、ハローワーク・労基署との協働）
- 虐待防止・権利擁護に関する研修実施状況（職員向け、障がい福祉サービス等事業所向け、市町村向け）
- 重大事案の検証・発生要因の分析

●障がい者虐待の対応に関する整備体制について

- 休日・夜間を含む虐待対応の体制図作成
- 虐待対応マニュアルの整理
- チェックシート等の準備
- やむを得ない事由による措置の実施及び短期間養護を含む居室の確保
- 専門職相談等の契約・実施状況
- 協議会等での虐待対応状況に関する報告
- 関係機関、民間団体等との連携協力体制、虐待防止ネットワークの整備
- 虐待防止及び養護者支援に関する広報・啓発実施状況、啓発物の作成状況等

市町村間での対応力の
差が課題

主な助言
内容

- ・適切な記録（対応やコアメンバー会議等の組織判断）の作成について
- ・積極的な虐待判断及び対応について
- ・ネットワークの構築または積極的なネットワークの活用の推奨

大阪府における障がい者虐待防止にかかる現状と課題

◆市町村への後方支援対応状況 <各市町村の第6期障がい福祉計画をふまえて>

市町村間での対応力の差が課題

障がい者虐待防止担当者以外の職員に対しても虐待の芽への気づきや早期対応等、連携・協働の促進

○府における障がい者自立相談支援センター、女性相談センター、こころの健康総合センター等との情報共有・協働を図る

○全体的な市町村の対応力底上げのため、市町村指導や効果的な研修を実施

府内全市町村における、障がい者虐待防止のネットワーク構築・整備促進
(令和4年度国調査時点:25/43市町村)

○研修での講義や意見交換の他、市町村指導等の機会を利用し、ネットワーク構築・整備を促進

○先進市町村をモデルとした、ネットワーク整備のためのノウハウの共有

虐待事案の未然防止・早期発見・早期対応にオール大阪で
取組む体制の強化により

重大な障がい者虐待ゼロの実現を!!